

## 登録電気工事業の承継について

この届出は、登録電気工事業者が、営業譲渡、相続、合併等を行い、その事業が他の者に移ったときに行う手続です。

提出書類	指定様式	譲受 (個人⇒ 法人への変更)	相続	法人合併	備考
承継届出書	規則 様式第6	○	○	○	
譲渡証明書	規則 様式第8	○			
相続同意証明書 または 相続証明書	規則 様式第9		○		複数の相続人全員の同意により相続した場合
	規則 様式第10				上記以外の場合
誓約書	要綱 別記様式 1	○	○	○	
主任電気工事士の 従業員証明書	要綱 別記様式 3	△	△		主任電気工事士は承継後も変わらない場合で、かつ承継者の従業員であるとき
被承継者の登録証		○	○	△	名称・住所が変わる場合 変わらない場合は、コピーでよい。
承継者の戸籍謄本			○		
承継者の住民票抄本 または登記簿謄本		○	○	○	
その他		△	△	△	必要と認める場合
手数料  ¥2,200 (香川県証紙にて納入)		○	○	△	登録証の訂正が必要な場合

注：○…必要，△…備考欄に該当する場合に必要

承継時に、営業所の名称・所在地、電気工事の種類、主任電気工事士の変更が生じた場合は、併せて変更届が必要です。「電気工事業の変更」を参照してください。

みなし登録業者（建設業の許可を受けて、電気工事業の開始届出を行った者）の場合は、当該届出は必要ありませんが、他の手続が必要になりますので、県の電気担当者まで問い合わせください。